

平成26年度 第3回中国地方整備局事業評価監視委員会 審議一覧表

【再評価】

NO.	事業種別	事業名	事業概要	経緯	該当要件	対応方針 (原案)	備考
1	河川	高津川直轄河川改修事業	高津川は島根県西部に位置し、その源を島根県鹿足郡吉賀町野原に発し、支川を合わせながら北流し、益田平野を流下後、日本海に注ぐ、流域面積1,090km ² 、幹川流路延長81kmの一級河川である。昭和47年7月豪雨により、流域では2,000戸を超える甚大な浸水被害が発生しており、近年においても平成9年7月洪水で浸水被害が発生している。このため、本事業は上下流バランズ等を踏まえつつ、段階的な河川整備により洪水等による浸水被害の発生防止又は軽減を図るものである。	平成23年度再評価	再評価後3年経過	事業継続	
2	砂防	大山山系直轄火山砂防事業 (日野川水系)	中国地方随一の高峰である大山(弥山1,709m)の源頭部は地質が脆弱で崩壊が激しく、土砂生産を繰り返している。また、山麓斜面には侵食に弱い火山堆積物が厚く堆積しているため、大きな降雨時には激しい土砂移動が生じ、各支川や日野川本川に流出した土砂が河道に堆積することにより河積断面が不足し、水位が上昇して氾濫を起す。大山山系における砂防事業は昭和7年から鳥取県により開始され、大山南7溪流と呼ばれる支川で、砂防堰堤などの施設を整備することで日野川への土砂流出を防ぎ、日野川本川下流域に位置する米子市などの市街地を河川氾濫から保全することを目的として、昭和49年度から国による直轄砂防事業を開始した。	平成23年度再評価	再評価後3年経過	事業継続	
3	砂防	大山山系直轄火山砂防事業 (天神川水系)	天神川水系は、中国地方随一の高峰である大山(弥山1,709m)及び龍山、津黒山(1,118m)等の山岳に源を発している。火山岩や梁成岩性の脆弱な地質が分布し、荒廃が激しく、山麓斜面には侵食されやすい火山堆積物や風化した花崗岩が厚く堆積しているため、豪雨時には上流域における斜面崩壊や土石流の発生による地先の被害だけでなく、小鴨川、天神川に流出した土砂の堆積により河積断面が不足し、下流域で洪水氾濫による被害が発生する。大山山系直轄火山砂防事業(天神川水系)は、上流域の溪流に砂防堰堤などの施設を整備することによって、直轄砂防事業区域内での土石流による被害を防ぐとともに、下流域に位置する倉吉市などの市街地を洪水氾濫から保全することを目的として、昭和11年度から国による直轄砂防事業を開始した。	平成23年度再評価	再評価後3年経過	事業継続	
4	道路	一般国道54号 可部バイパス	一般国道54号は、広島市を起点とし、松江市に至る延長約180kmの主要幹線道路である。可部バイパスは、広島市可部周辺の慢性的な交通混雑の緩和、安全・円滑な交通の確保を目的とした延長9.7kmの道路である。	平成23年度再評価	再評価後3年経過	事業継続	
5	港湾	水島港玉島地区 国際物流ターミナル・臨港道路整備事業	水島港は、岡山県中西部の高梁川河口に位置し、鉄鋼、石油精製、石油化学、自動車などの多様な産業が立地する我が国屈指の水島臨海工業地帯の玄関口であり、中国・四国地域で第1位の港湾取扱貨物量を誇る我が国有数の工業港として、地域の経済、産業に大きな役割を果たしている国際拠点港湾である。本事業は、水島港における船舶の大型化に対応するとともに、港湾貨物の陸上輸送の効率化を図るため、国際物流ターミナルと臨港道路の整備を行うものである。	平成23年度再評価	再評価後3年経過	事業継続	
6	港湾	岩国港東～室の木地区 臨港道路整備事業	岩国港は、山口県東部、広島県との県境に位置し、岩国・大竹コンビナートを形成する石油化学など基礎素材産業の原材料、製品輸送を通じて産業活動を支える重要な港湾である。本事業は、岩国港における物流効率化を図り、我が国の国際競争力強化及び地域経済の発展に寄与するため、船舶の大型化に対応した航路・泊地の整備を行うものである。	平成23年度再評価	再評価後3年経過	事業継続	
7	港湾	宇部港本港地区航路・泊地整備事業	宇部港は、山口県西南部の周防灘に面し、瀬戸内工業地域の工業港として、石油化学、化学工業等の産業活動を支える重要な港湾である。本事業は、宇部港における物流効率化を図り、我が国の国際競争力強化及び地域経済の発展に寄与するため、船舶の大型化に対応した航路・泊地の整備を行うものである。	平成23年度再評価	再評価後3年経過	事業継続	
8	海岸	広島港海岸直轄海岸保全施設整備事業	広島市付近の沿岸域は、地形的に南向きで概して地盤高も低いことから、高潮の被害を度々被っている。また、太田川デルタ地域に発達した市街地は、埋立により発展してきた歴史を持ち、地震に対して脆弱な地域である。本事業は、高潮による浸水被害や、大規模地震後の津波による被害の軽減を図るため、護岸や堤防等の整備を行うものである。	平成23年度再評価	再評価後3年経過	事業継続	